

令和2年(2020年)

6/11

No.1432



区のおしらせ

ちゅうおう

東京都知事選挙

選挙管理委員会では、有権者の皆さんに安心して投票いただけるよう、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に取り組みます。詳細は区のホームページをご覧ください。

投票日時
7月5日(日) 午前7時～午後8時

投票できる方
投票をするには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。今回投票できる方は、日本国民であることに加え、次の要件に当てはまる方です。

年齢要件
平成14年7月6日以前に生まれた方

住所要件
・令和2年3月17日以前に転入届け出をし、引き続き6月17日まで中央区にお住まいの方
・令和2年2月17日以降に中央区から転出し、転出前に引き続き3カ月以上中央区に住所を有し、転出後4カ月を経過しない方

中央区から転出された方、またはこれから転出される方

令和2年3月18日以降に、都内の他区市町村に転出し、新住所地に引き続き住んでいる方は中央区の選挙人名簿に登録があれば中央区の投票所で投票できます。ただし、投票する際に、新住所地の「引き続き住所を有する証明書」(住民票の写し(選挙用)など)(無料)が必要となります。住民票の写しなどをお持ちでない場合も投票することはできますが、投票所でお待たせする場合があります。◎投票日までに都外へ転出された方

は投票できません。

入場整理券
入場整理券は、告示日(6月18日)までに世帯ごとに封書で発送します。投票所では、入場整理券のバーコードで受付処理をしますので必ずお持ちください。入場整理券が届いていない方や紛失された方でも選挙人名簿に登録があることなど、一定の要件を満たしていれば投票ができます。◎詳しくはお問い合わせください。

期日前投票
投票日当日に、仕事や旅行など、**別表1**に掲げる事由で投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。人の密集を避け、分散して投票することは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にもつながります。期日前投票の積極的な活用をお願いします。期日前投票をされる方は、入場整理券裏面の期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書に必要事項をご記入の上、**別表2**に記載の期日前投票所へお持ちください。

不在者投票
病院、老人ホームなどでの不在者投票(指定された施設に限ります)

東京都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設で投票することができます。◎詳しくはお問い合わせください。

滞在地での不在者投票
区外に長期間滞在する方は、その滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。その場合は封書で

別表1 期日前投票該当事由

項目	事由
仕事など	仕事、学業、地域行事の役員、本人または親族の冠婚葬祭に出席
旅行用事など	上記以外の用事または事故のため、 ・他の区市町村に外出・旅行・滞在 ・区内の他の投票区に外出・滞在
病気など	病気・負傷・出産などのため歩行困難
転出	住所移転のため、都内の他の区市町村に居住
天災 悪天候	天災・悪天候のため投票所に到達できない(新型コロナウイルス感染症の感染が懸念される状況は本項目に該当します)

記載例

投票用紙等請求書	
私は令和2年7月5日執行の東京都知事選挙の当日、下記の理由に該当する見込みです。以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。 令和2年〇月△日	
1	氏名・ふりがな・生年月日
2	中央区での住所
3	投票用紙の送付先住所
4	電話番号(日中に連絡がつく番号)
5	請求理由(別表1参照)

別表2 期日前投票所一覧

場所	期間	時間
中央区役所1階ロビー(築地1-1-1)	6月19日(金)～7月4日(土)	午前8時30分～午後8時
日本橋特別出張所1階会議室(日本橋蛸殻町1-31-1)	◎「区のおしらせ ちゅうおう」4月11日号で日本橋・月島特別出張所の期日前投票を6月28日(日)から開始としていましたが、投票所の混雑緩和のため、6月19日(金)から開始します。	
月島特別出張所1階会議室(月島4-1-1)		

別図 滞在地での不在者投票手続



投票用紙などを請求する必要があります。手続きは別図のとおりです。なお、請求に関する書類は区のホームページからダウンロードすることもできます。◎この他、身体に重度の障害があり投票所へ行くことが困難な方は、郵便などによる不在者投票がで

ます。◎郵便等投票制度についての詳細は「区のおしらせ ちゅうおう」5月11日号および区のホームページをご覧ください。
問選挙管理委員会事務局
☎(3546)5541

凡例

問い合わせ(申込)先

HP ホームページアドレス

Eメールアドレス

掲載のイベントについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、中止とする場合があります。最新の情報は区のホームページをご覧ください。

ハッピー買物券2020販売開始

6月15日(月)から、区内小売店で使用できる「区内共通買物券(ハッピー買物券2020)」の販売が始まります。事前申し込みの結果通知が手元に届いている方は、販売期間内にご購入ください。販売期間を過ぎると優先的に購入できる権利がなくなります。販売場所などは別表3・4のとおりです。

なお、当初予定していた区役所1階臨時窓口および区内郵便局での販売は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、中止します。ご理解・ご協力をお願いします。

問ハッピー買物券2020コールセンター
☎050(3850)7829

別表3

販売場所	住所	電話番号	販売中止日
1 京橋プラザ区民館	銀座1-25-3	☎(3561)5163	7月3日(金)～5日(日)
2 築地社会教育会館	築地4-15-1	☎(3542)4801	7月5日(日)
3 明石町区民館	明石町14-2	☎(3546)9125	
4 八丁堀区民館	八丁堀4-13-12	☎(3555)8641	
5 新川区民館	新川1-26-1	☎(3551)7000	
6 堀留町区民館	日本橋堀留町1-1-1	☎(3661)8448	
7 人形町区民館	日本橋人形町2-14-5	☎(3668)5537	
8 久松町区民館	日本橋久松町1-2	☎(5640)5606	
9 浜町区民館	日本橋浜町3-37-1	☎(3668)2354	
10 シニアセンター	佃1-11-1	☎(3531)7813	
11 月島区民館	月島2-8-11	☎(3531)6932	7月3日(金)～6日(月)
12 月島社会教育会館	月島4-1-1(月島区民センター4・5階)	☎(3531)6367	
13 勝どき区民館	勝どき1-5-1	☎(3531)0592	
14 豊海区民館	勝どき6-7-8	☎(3536)4005	
15 晴海区民館	晴海1-8-6	☎(3531)5571	7月3日(金)～5日(日)

HP区民館 <https://www.city.chuo.lg.jp/sisetugaido/syukaisetu/index.html>
HP社会教育会館 <https://www.city.chuo.lg.jp/bunka/syogaigakusyu/shakaikyoiku/index.html>
HPシニアセンター <https://www.city.chuo.lg.jp/sisetugaido/fukushijinken/otosiyori/siniasenta.html>
◎「販売場所」の施設が休業中でも、買物券の販売は行います。

別表4

販売期間	購入時に持参するもの	その他
6月15日(月)～7月8日(水) 午前9時30分～午後4時30分 ◎事前申し込みの結果、当選された方は、販売期間内であれば必ず購入できます。 ◎販売開始日直後や土・日曜日は混雑が予想されます。比較的空いている平日にお越しください。 ◎各販売場所とも、販売開始時刻前にお越しただいてもお待ちいただく場所はございません。販売時間内にお越しください。	結果通知および運転免許証やマイナンバーカードなど本人の住所・氏名・年齢が確認できる公的機関が発行する証明書の原本 ◎本人以外が購入される場合は、上記以外に販売場所に来られる方の身分証明書をお持ちください。 ◎ご家族などで代表の方が来られる場合も購入者全員の身分証明書をお持ちください。 ◎マイナンバーの通知カードは、本人確認の証明に使用できません。 ◎本人の住所・氏名の確認ができない場合は、購入できません。	◎7月13日(月)以降に残券がある場合は、事前申し込みをしていない16歳以上の区内在住者に販売いたします。 ◎7月20日(月)以降に残券がある場合は、区内在勤者にも販売します。 ◎残券の有無など、詳しくは区のホームページをご覧ください。



介護保険サービスをご利用の皆さんへ

介護保険サービスの利用者負担

介護保険サービスの利用者負担は1割、2割または3割です。対象者および負担割合については、別表1を参照してください。

負担割合を記載した介護保険負担割合証は、要介護認定を受けている方および総合事業対象者に7月中旬に送付する予定です。なお、新規に要介護認定を受けられた方には、要介護状態区分が記載された被保険者証と一緒に負担割合証を送付します。

介護保険課介護認定係

☎(3546)5385

施設サービスなどを利用する際の食費や居住費(滞在費)の負担を軽減する制度

利用者負担限度額

特別養護老人ホームやショートステイなどを利用すると、介護費用の他に食費と居住費(滞在費)を負担する必要があります。この認定を受けると、所得の段階に応じた食費と居住費(滞在費)の限度額までを自己負担として支払い、残りの差額分を介護保険から施設に給付します。

この制度の認定証の有効期限は7月31日(金)までです。認定証をお持ちの方には、更新のご案内と申請書類を送付しますので、忘れずに更新手続きを行ってください。認定の可否は、ご本人と世帯の所得および資産額の状況によって決定します。

内容については別表2・3を参照してください。

また、現在認定証をお持ちでない方で、施設を利用中または利用を予定されていて、別表2の要件を満たす場合の新規申請は、随時受け付けています。

介護保険を利用する際の負担を軽減する区の独自サービス

生計困難者に対する介護保険サービス利用負担額軽減制度

生計困難な方が、軽減制度を取り扱っている事業者で対象のサービスを利用した場合に、介護サービス費や居住費、食費に係る利用者負担額の4分の1を軽減します。内容につ

いては別表4・5を参照してください。制度の利用を希望される方は申請してください。

生活援助サービス

1人暮らしや高齢者のみの世帯などの原則要介護5の方で、介護保険のサービスを限度額まで利用しても自立した日常生活を営むことが困難な場合、週4回までの生活援助および週4時間までの病院内における付き添い介助を介護保険とほぼ同額の費用負担で利用できます。



寝たきり高齢者在宅支援入浴サービス

家族などの介助だけでは入浴ができない要介護5の方で、感染症などの理由から施設での入浴が困難な場合に、浴槽を提供して入浴介護するサービスです。介護保険のサービスを限度額まで利用しても週1回の訪問入浴介護サービスが受けられない場合に利用できます。

◎区の独自サービスの認定期間は7月31日(金)までです。現在認定を受けていて要件に該当する方には、更新のご案内を送付しますので、忘れずに更新手続きを行ってください。

◎生活援助サービスと寝たきり高齢者在宅支援入浴サービスの申請に当たっては、ケアプランなどの添付書類が必要となりますので、担当ケアマネジャーにご相談の上、申請してください。

介護事業者情報検索サイトのご案内

お住まいの地域やご希望に即した介護事業者の情報を検索できるサイト「けあプロ・NAVI」を運用しています。区のホームページからもアクセスできますので、介護事業所をお探しの際は、ぜひご利用ください。

介護保険課事業者支援給付係

☎(3546)5377

中央区介護事業者情報検索システム(けあプロ・NAVI)

<https://www.u-system.com/u-wins/chuo/>

別表1 介護サービスの利用者負担

負担割合	対象者
1割	本人の合計所得金額が160万円未満
2割	本人の合計所得金額が160万円以上 ただし、年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円以上の場合
3割	本人の合計所得金額が220万円以上 ただし、年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で340万円以上、65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円以上の場合

◎第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、区民税非課税の方などは上記にかかわらず1割負担となります。

別表2 利用者負担段階と対象者

負担段階	対象者要件	
	所得要件	資産要件
第1段階	本人および世帯全員が区民税非課税であって、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者がいない場合 本人の預貯金額などが1,000万円以下 配偶者がいる場合 本人および配偶者の預貯金額などが2,000万円以下
第2段階	本人および世帯全員が区民税非課税であって、合計所得金額、課税年金収入額および非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	
第3段階	本人および世帯全員が区民税非課税であって、第1・2段階に該当しない方	

別表3 施設別、負担段階別の利用者負担限度額

		利用者負担限度額(円/日)		
		第1段階	第2段階	第3段階
特別養護老人ホーム、短期入所生活介護				
居住費	ユニット型個室	820	820	1,310
	ユニット型個室的多床室	490	490	1,310
	従来型個室	320	420	820
	多床室	0	370	370
	食費	300	390	650
介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護				
		利用者負担限度額(円/日)		
		第1段階	第2段階	第3段階
居住費	ユニット型個室	820	820	1,310
	ユニット型個室的多床室	490	490	1,310
	従来型個室	490	490	1,310
	多床室	0	370	370
	食費	300	390	650

別表4 生計困難者に対する介護保険サービス利用負担額軽減制度の対象者

対象者要件
区民税非課税世帯で、以下の①～⑤の全ての要件を満たしている方
①世帯の年間収入が基準収入額以下
②世帯の預貯金額(有価証券、債権などを含む)が基準貯蓄額以下
③世帯がその居住用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していない
④負担能力のある親族(別世帯含む)などに扶養されていない
⑤介護保険料を滞納していない

別表5 生計困難者に対する介護保険サービス利用負担額軽減制度の基準収入額・貯蓄額

世帯員数	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

令和2年度 介護保険料の決定

65歳以上の方の令和2年度の介護保険料を決定しました。介護保険料納入通知書兼介護保険料特別徴収開始通知書を6月中旬に発送します。

保険料の納入方法

特別徴収

老齢年金や退職年金などの受給額が年額180,000円以上の方は、原則、年金の定期支払い(年6回)の際、あらかじめ年金から保険料が差し引かれます。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、区から送付される納付書または口座振替により保険料を納めます。

なお、保険料は6月から翌年3月までの年10回で納付します。各月納期分の納付書と、年間保険料の一括

用納付書を同封しています。一括で納付できる方は、ご協力ください。コンビニエンスストアでも納付できます。

令和2年1月2日以降に転入された方や、住所地特例施設に入所されている方

6月に所得状況を前住所地などに照会し、その後決定しますので、納入通知書は7月以降に送付します。

保険料の減免

災害など(新型コロナウイルス感染症の影響を含む)の特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難な場合は、保険料の徴収猶予や減免制度があります。

介護保険課介護認定係

☎(3546)5641

「中央区の森」事業へのご寄付 ありがとうございます

令和元年10月から令和2年3月末まで、「中央区の森」事業に63,300円のご寄付をいただきました。これにより、事業開始当初から令和2年3月末現在の総額は5,144,189円になりました。寄付金は「中央区森とみどりの基金」に積み立て、「中央区の森」における森林保全活動の原資として活用します。



寄付者

令和元年10月から令和2年3月末までにご寄付をいただいた方(敬称略・順不同)

個人

小篠郁夫、小山和彦、水谷祐樹
他匿名3人

団体

茅場町二・三丁目町会
環境推進課環境活動係
☎(3546)5654

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

区のおしらせ



区の公式 SNS など



凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

特殊詐欺にご注意を!

区内でオレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺の被害が多数報告されています。十分にご注意ください。

給付金詐欺

特別定額給付金について、区役所から現金自動預払機(ATM)の操作や受給手数料の振り込み、メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めることは絶対にありませんので、ご注意ください。

オレオレ詐欺

息子や孫などの親族を装って電話をかけ、現金やキャッシュカードなどをだまし取る手口です。警察官や銀行員、デパートの販売員など複数の関係者を装って、連続して電話をかけてくる場合もあります。個人情報

報を聞き出して、自宅に強盗に入るなど、凶悪化した事例もあります。

還付金詐欺

区役所の職員を装い、「保険料の払い戻しがある。期限が過ぎているので銀行で手続きが必要だ。」などと電話で話し、ATMを操作させるなどの方法で、お金を振り込ませる手口です。区役所からこのような電話をかけることは絶対にありません。

不審な電話は、いったん切って家族や友人に相談するか、警察に連絡しましょう。

架空請求詐欺

はがきや電子メールなどを利用して、実際には存在しない裁判など架空の事実を口実に金銭を請求する手

口です。裁判所や法務省などをかたり、「訴訟最終告知のお知らせ」という名目のはがきなどが届いた場合は、決して記載された連絡先に電話せず、警察(110番)または消費者ホットライン(188番)に相談してください。

自動通話録音機の無料貸し出し

電話を利用した振り込め詐欺などの被害防止に大変有効な自動通話録音機を、無料で貸し出しています。



▲自動通話録音機

対象

65歳以上の区民が居住する世帯

申請方法

区役所1階危機管理課で、申請書に必要事項を記入して申し込む。

◎本人確認書類(運転免許証、保険証など)をお持ちください。

注意事項

- ・通信環境、緊急通報システムとの併用などの条件により設置できない場合があります。
- ・貸し出し台数に限りがあります。

危機管理課危機管理担当

- ☎(3546)5087 中央警察署
- ☎(5651)0110 久松警察署
- ☎(3661)0110 築地警察署
- ☎(3543)0110 月島警察署
- ☎(3534)0110



児童虐待を防止するための

LINE相談



都では、児童虐待を防止するためのLINEを利用した子どもや保護者からの相談対応時間を4月から延長して実施しています。子育ての悩みや困っていることなど、一人で抱え

込まず、気軽に相談してください。

対象

都内にお住まいの児童(18歳未満)と保護者の方

相談対応時間

平日

午前9時~午後11時(受け付けは、午後10時30分まで)

土・日曜日、祝日

午前9時~午後5時

LINEアカウント名

子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京

☎都福祉保健局少子社会対策部計画課

☎(5320)4137



中央区緊急事態措置相談センター(コールセンター)の名称を6月15日(月)から下記のとおり変更します。

変更後:中央区新型コロナウイルス総合案内(コールセンター)

☎(6281)5070

◎電話番号に変更はありません。

令和2年度

中央区青少年健全育成基本方針

5月に開催(書面表決)の中央区青少年問題協議会で決定した基本方針は、次代を担う青少年が、心身ともに健康で、社会において信頼と尊敬を得られる豊かな人間性と創造性を備えた人間に成長できるよう、家庭、学校、地域、行政などが連携し健全育成を推進するための活動指針です。

4つの重点目標と、12の推進施策を掲げ、各種事業を展開していきます。

重点目標・推進施策

思いやりのある明るく温かい家庭づくりの推進

- ・家庭教育支援の充実
- ・親子のふれあい推進

学校での健全育成の推進

- ・人権教育と個性を生かす教育の充実
- ・生活・健康・進路指導の充実
- ・教育相談体制の充実

地域ぐるみの健全な社会環境づくりの推進

- ・非行と事故防止活動
- ・社会環境の浄化活動
- ・学校などの安全対策
- ・社会的自立に向けた支援

青少年の社会参加活動の促進

- ・青少年指導者の養成
- ・文化およびスポーツ・レクリエーション活動の促進
- ・公共施設の青少年利用の促進

薬物乱用防止運動の推進

危険ドラッグなどの薬物乱用の青少年への拡大、とりわけ中学生など低年齢層への拡大が懸念されています。本協議会では、薬物乱用の根絶

を目的として、薬物乱用防止運動を推進することとし、次の重点目標と実施事項を定めました。

重点目標および実施事項

- ・家庭・学校・地域・職場に対する啓発強化と規範意識向上
- ・薬物乱用少年の早期発見と適正指導
- ・関係業界に対する協力要請

青少年の健全育成の推進や、薬物乱用の根絶に向け、今後とも、区民の皆さんのより一層のご理解とご協力をお願いします。

◎詳しくは区のホームページをご覧ください。

☎文化・生涯学習課青少年係

☎(3546)5305

区内の文化財

門跡橋の親柱及び高欄

区民有形文化財 建造物 築地三丁目17番8号先

築地地区を囲んでいた掘割・築地川は、当該地区を複数の区画に分けるように流れていました。かつては、築地一丁目から四丁目を囲む掘割、築地五丁目(旧中央卸売市場)一帯を囲む掘割、築地六・七丁目と隅田川に面する明石町の一部を囲む掘割がありました。こうした掘割は、明暦3年(1657)の大火以降に造成された「築地」の埋め立てに伴って、順次造られたも

のでした。戦後まであった築地川は、東京オリンピックに向けた道路整備の一環で首都高速道路の用地となり、昭和から平成と段階的に埋め立てが進められて現在に至っています。なお、築地川に架橋された橋には、改修の上で現在も利用されている関東大震災後の復興橋梁(三吉橋・亀井橋・采女橋・千代橋など)や親柱・高欄の一部を記念的に残している橋(門跡橋・海幸橋・備前橋・堺橋・暁橋など)が、ほぼ架橋当時の位置に保存されています。

今回の文化財は、築地川南支川(現在の区立築地川公園・区営築地川第二駐車場・築地魚河岸小田原橋棟の立つ場所まで南西に延びる掘割)に架橋されていた門跡橋の構築物です。築地本願寺の東南位置にあった門跡橋は、関東大震災後の新設復興街路・幹線4号(現

在の晴海通り)上に架橋した復興橋梁の一つでした。

昭和3年(1928)の架設時には、築地三丁目と南小田原町とを結ぶ鉄筋コンクリート橋「築南橋」として橋名が付けられましたが、築地本願寺の門徒代表以下59人による名称変更の陳情をもって「門跡橋」と改称された橋でもありました。江戸時代以来、築地本願寺と多数の寺中子院が立ち並ぶ寺町を形成していた築地地区は、帝都復興区画整理事業によって町の様相が大きく変化しました。それ故に、新架橋の橋に築地本願寺(西本願寺)を意味する「門跡」を冠した名を付けて歴史を継承してきた先人たちの思いが強く感じられます。

現存する門跡橋の一部は、正方形の基壇上に四角柱の形状(高さ約122cm・幅約119cm・奥行約118cm)を呈した親柱1基(花崗岩製)と橋



門跡橋の親柱部分

の縁にあった高欄(花崗岩およびコンクリート躯体にタイル張り)部分です。このうち、花崗岩製の親柱には橋梁の名称を示す「門跡橋」の橋名板と竣工年月を記した「昭和三年六月 復興局建造」と陽刻された銅板が設置されています。

この建造物は、掘割の埋め立てや道路整備に伴って希少となった復興橋梁の歴史を伝えるとともに、築地地区の歴史にゆかりの深い文化財です。

中央区総括文化財調査指導員

増山一成